令和７年(2025年)10月３日

埼玉県報

第657号
令和７年(2025年)
10月３日
金曜日

目　次

告示

○　埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
○　埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の推奨（青少年課）
○　４Ｋ収録サーバー（ＶＴＲシステム）の売買契約に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
○　オーディオシステムの売買契約に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
○　第51期埼玉県労働委員会補欠委員候補者の推薦（雇用・人材戦略課）
○　大岡第一土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
○　川口本町４丁目９番地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）
○　県営都市公園（越谷公園）の供用開始（公園スタジアム課）
○　毛呂山・越生都市計画下水道の変更に関する公聴会の開催（下水道事業課）
○　川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）
○　不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

b56baf0e3c47d97379d1098ef7d5ec6f

告　示

埼玉県告示第七百四十七号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気　予定使用電力量30,199,925キロワット時

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

令和７年８月21日

４　落札者の氏名及び住所

コスモエネルギーソリューションズ株式会社　東京都中央区日本橋浜町３丁目３番２号

５　落札金額

682,160,795円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和７年６月27日

告示

埼玉県告示第七百四十八号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一七五〇	乳幼児	いえができるよ	バイロン・バートン／作　なかがわちひろ／訳	好学社
一七五一	乳幼児	まる！	得田之久／作　北村人／絵	童心社
一七五二	乳幼児	コーギーちゃんはおねむです	エリン・ヘッグ／作　ひさやまたいち／訳	評論社
一七五三	乳幼児	おせち	内田有美／文・絵　満留邦子／料理　三浦康子／監修	福音館書店
一七五四	乳幼児	ゆきのこえ	おーなり由子／文　はたこうしろう／絵	講談社
一七五五	小学校低学年	かみさま、いっしょうのおねがい！	といよしひこ／作	国土社
一七五六	小学校低学年	ビビさんとゾウ	レザ・ダルバンド／作　せなあいこ／訳	評論社
一七五七	小学校低学年	いちかちゃん	いとうみく／作　中田いくみ／絵	くもん出版
一七五八	小学校低学年	シロツメクサはともだち	鈴木純／著	ブロンズ新社
一七五九	小学校低学年	いのちをまもるじゅういのしごと１ どうぶつ園のじゅういの一日	東武動物公園／監修	小峰書店
一七六〇	小学校中学年	スポーツノンフィクション　夢を持つ、夢中になる、あとはかなえるだけ　車いすテニス　小田凱人	秋山英宏／文	Ｇａｋｋｅｎ
一七六一	小学校中学年	タケシのせかい	室井滋／文　長谷川義史／絵	アリス館
一七六二	小学校中学年	雪女とヒミツのやくそく	西村さとみ／作　ａｏ／絵	国土社
一七六三	小学校中学年	しょうこをつかめ！ コレラのなぞをといた医者ジョン・スノウ	デボラ・ホプキンソン／文　ニック・ヘンダーソン／絵 福本友美子／訳	光村教育図書
一七六四	小学校中学年	あるジャム屋の話	安房直子／文　伊藤夏紀／絵	あすなろ書房
一七六五	小学校高学年	犬を飼ったら、おおさわぎ！１　トイプードルのプリンセス？	トゥイ・Ｔ・サザーランド／作　相良倫子／訳	徳間書店
一七六六	小学校高学年	ティーンズ文学館　白い虹を投げる	吉野万理子／作　黒須高嶺／絵	Ｇａｋｋｅｎ
一七六七	小学校高学年	銀樹	森埜こみち／著　日下明／絵	アリス館
一七六八	小学校高学年	ラッキーボトル号の冒険	クリス・ウォーメル／作・絵　柳井薫／訳	徳間書店
一七六九	小学校高学年	きみだけの幸せって、なんだろう？ １０才から考えるウェルビーイング	前野マドカ／著	ＷＡＶＥ出版

一七七〇	中学校	１７シーズン　巡るふたりの五七五	百舌涼一／著	講談社
一七七一	中学校	はなしをきいて　決戦のスピーチコンテスト	マギー・ホーン／著　三辺律子／訳	理論社
一七七二	中学校	かんばんのないコーヒーや	かめおかあきこ／作	ほるぷ出版
一七七三	中学校	１５歳の昆虫図鑑	五十嵐美怜／著　ゲレンデ／装画　柏大輔／挿画	講談社
一七七四	中学校	光の粒が舞いあがる	蒼沼洋人／著	ＰＨＰ研究所
一七七五	高校・青年	牛乳から世界がかわる 酪農家になりたい君へ	小林国之／著	農山漁村文化協会
一七七六	高校・青年	宇宙はなぜこんなにうまくできているのか	村山斉／著	集英社
一七七七	高校・青年	隣人のうたはうるさくて、ときどきやさしい	白尾悠／著	双葉社
一七七八	高校・青年	よむよむかたる	朝倉かすみ／著	文藝春秋
一七七九	高校・青年	注文に時間がかかるカフェ　たとえば「あ行」が苦手な君に	大平一枝／著	ポプラ社

告　示

埼玉県告示第七百四十九号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び数量

４Ｋ収録サーバー（ＶＴＲシステム）　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年７月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

ソニーマーケティング株式会社　東京都港区港南１丁目７番１号

５　契約金額

59,010,600円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号に該当

告　示

埼玉県告示第七百五十号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び数量

　　オーディオシステム　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　　埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

　　令和７年７月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

　　ソニーマーケティング株式会社　東京都港区港南１丁目７番１号

５　契約金額

　　53,460,000円

６　契約の相手方を決定した手続

　　随意契約

７　随意契約とした理由

　　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号に該当

埼玉県告示第七百五十一号

告　示

第五十一期埼玉県労働委員会労働者委員一名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二　被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三　推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

四　推薦期間

令和七年十月三日（金）から同年十一月七日（金）まで

五　推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課

告　示

埼玉県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年九月二十四日認可した。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

大岡第一土地改良区

二　事務所の所在地

埼玉県東松山市

告示

埼玉県告示第七百五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　組合の名称

川口本町４丁目９番地区市街地再開発組合

二　事業施行期間

令和三年十月から令和九年三月まで

三　施行地区

埼玉県川口市本町四丁目の一部

四　事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番三号

五　設立認可の年月日

令和三年十月二十九日

六　事業計画の変更の認可の年月日

令和七年十月三日

告示

埼玉県告示第七百五十四号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、公告する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

越谷公園

二　位置

埼玉県越谷市大字北後谷地内　外

三　区域

別図のとおり

四　供用開始の期日

令和八年四月一日

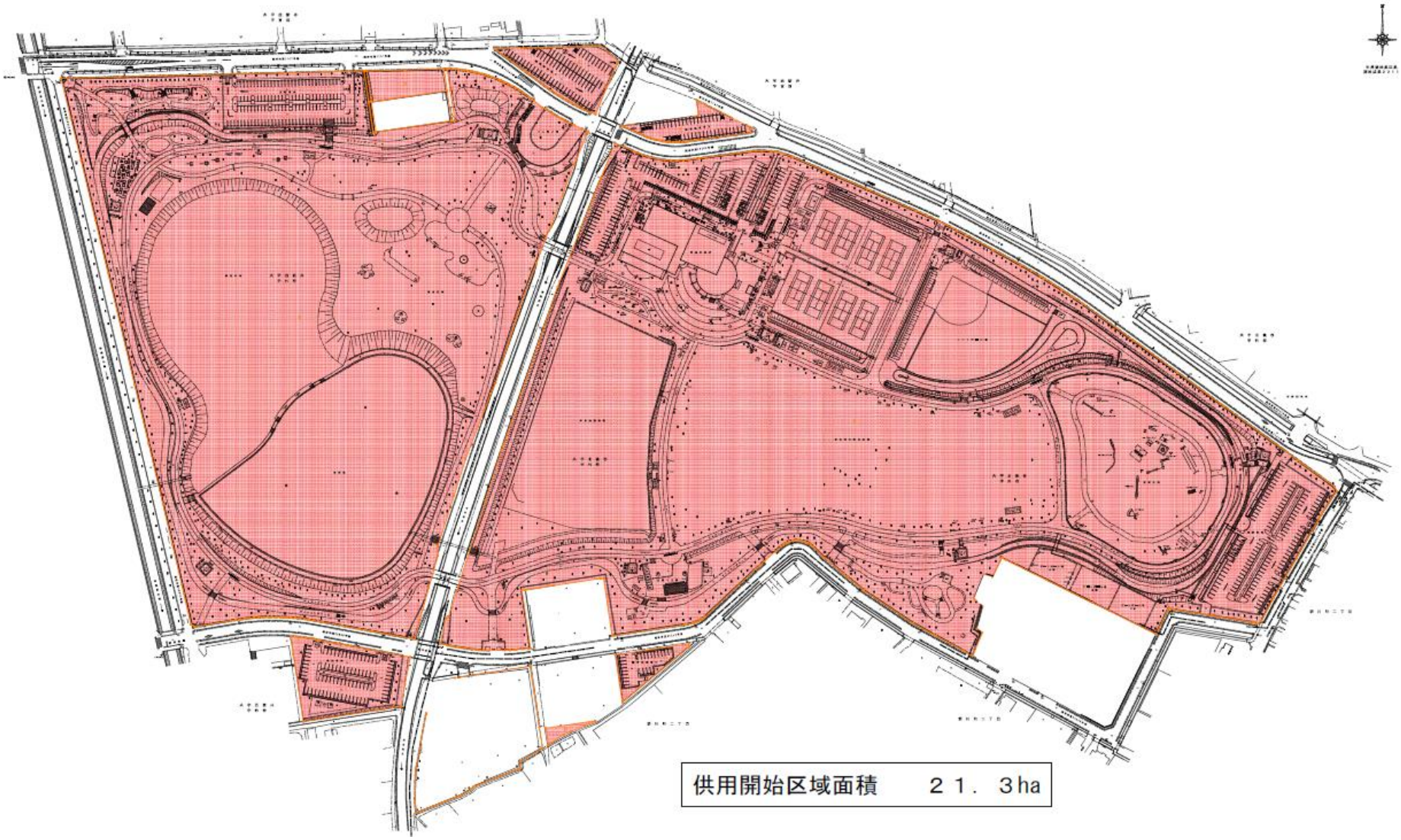

供用開始区域面積　　２１．３ha

告　示

埼玉県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話　〇四八―八三〇―五四五八

ロ　当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

別記一

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	毛呂山・越生	毛呂山町 越生町 鳩山町	毛呂山・越生都市計画下水道	令和七年十月二十四日午後二時から	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合第一会議室	令和七年十月三日から同月十七日午後五時十五分まで	埼玉県下水道局下水道事業課、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	令和七年十月三日から同月十七日午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

別紙1-1

公　述　申　出　書

令和７年１０月３日付け埼玉県報に登載された毛呂山･越生都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和７年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　　所

氏　　名

連絡先（電話番号）

年　　齢

職　　業

意見の要旨及びその理由　　別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

（１）400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

（２）楷書で、横書きにしてください。

告　示

埼玉県選管告示第四十三号

令和七年五月十八日執行の川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和七年十月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長　長　峰　宏　芳

裁　決　書

審査申立人　比企郡川島町大字吹塚７６９番地１０
道祖土　証

審査申立人から令和７年７月１０日付けでなされた令和７年５月１８日執行の川島町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主　　文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第２０２条第１項の規定に基づき、令和７年５月２７日付けで川島町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

これに対し、町委員会は、令和７年６月２４日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第２０２条第２項の規定に基づき、同年７月１０日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

１　審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

（１）開票結果への疑念

本件選挙の当選人は、無名な新人候補であり、他の候補者二人の得票合計３，６１４票よりもはるかに多い４，８６８票を獲得することは、通常では考えられない開票結果である。期日前投票の３，００３票を開票時にそっくり当選人の票にカウントしたとするとつじつまが合う。

また、同日に行われた川島町議会議員補欠選挙（以下「町議補選」という。）では、

本件選挙の当選人が支援する候補者が告示日前々日に突然出馬する運びとなった。

当該候補者は無名の新人で、選挙運動期間中も全くと言っていいほど活動していなかったが、開票結果が僅差となったのは、期日前投票を全て当該候補者の得票にカウントするとつじつまが合う。町議補選の状況も併せて考えると、本件選挙の開票結果に対して疑念が拭えない。

（2）投票用紙の改ざん及び投票箱のすり替えの可能性について

参事兼総務課長が事務方のトップの政策推進課に行かずに総務課に残ったのも、票の改ざんをするためなら理解できる。

町長室、副町長室、教育長室や庁議室（防災対策室）は廊下から入れない部屋があり、４か所のうち１か所に通常期日前投票に使用していない別の投票箱（開票日に正式に持ち運ぶ）を置き、毎日報告される期日前投票数を「ふじま隆」と書いて入れることは容易にできる。

（3）不正の立証について

町委員会は、原決定において、「本件異議の申出に係る証拠物件等の提出があったが、疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなされなかった」としているが、事実を裏付けるのならば、全ての投票用紙の開示をしなければ、川島町の立証もできないのではないか。

不正が行われていないと自信があるのであれば、投票用紙を開示するべきである。

2　町委員会の主張

町委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

期日前投票開始時においては、初日は投票箱に何も入っていないことの確認を行い、投票箱確認書に選挙人の署名を徴した後、投票箱の内蓋を施錠し、投票を開始している。

期日前投票所閉鎖時には、投票箱の蓋を施錠し、蓋の鍵（以下「一の鍵」という。）は、内蓋の鍵（以下「その他の鍵」という。）とは別の封筒に入れて封印している。その封筒は、投票立会人の署名を徴した上で、多目的室裏の倉庫内で保管している。なお、多目的室及び倉庫は施錠しており、その鍵の管理は夜間警備員が行っている。

２日目以降における期日前投票開始時においては、期日前投票箱の蓋及び内蓋が施錠されているか、一の鍵及びその他の鍵の封印がなされているか、投票立会人が改めて確認を行い、投票箱確認書に投票立会人の署名を徴した後、蓋を開錠し、投票を開始しているところである。

また、投票用紙については、印刷業者から納品された後、点検を行い、盗難、紛失等がないよう十分留意した上で、常時施錠できる部屋で保管している。投票用紙

の残紙については、投票用紙受払計算書で残枚数を確認の上、厳重に保管している。

このように、期日前投票箱、その鍵及び投票用紙の管理は規定等に則り適切に実施しており、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞もない。

そもそも、審査申立人が主張する期日前投票の改ざんの可能性については、客観的で明確な根拠又は証拠があるわけではない。あくまで審査申立人の主観で述べられているに過ぎず、いずれも理由がないものである。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

町委員会に対しては、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２９条第２項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第３３条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、町委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第３１条第１項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和７年９月１３日に口頭意見陳述の機会を付与するなど、慎重に審理した。

なお、審査申立人からは反論書及び証拠書類が提出された。

審査申立人の主張について、順次判断する。

１　期日前投票における投票用紙の改ざんについて

審査申立人は、本件選挙の効力を無効とすること及び投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を求めている。

まず、本件選挙を無効とする裁決を求める主張についてであるが、選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、法第２０５条第１項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項の「選挙の規定に違反すること」とは、昭和２７年１２月４日最高裁判所判決において「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」と判示されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」については、昭和２３年６月２６日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである」と判示されている。

当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実の有無について、町委員会から提出された証拠物件（審査申立人から町委員会に提出された証拠物件を含む。）、町委員会及び審査申立人への聴取並びに当委員会職員による実地調査により確認したところ、次のとおりであった。

（１）初日における期日前投票開始時の事務

期日前投票開始時においては、初日は投票箱に何も入っていないことの確認を行い、投票箱確認書に選挙人の署名を徴した後、投票箱の内蓋を施錠し、投票を開始している。なお、この内蓋は、いかなる理由があっても絶対に開くことはできないものであり、その他の鍵は、投票箱の鍵を入れる封筒に投票立会人とともに封印し、投票管理者の署名を徴した上で、期日前投票所である川島町役場多目的室（以下「多目的室」という。）裏の倉庫内に保管している。（証拠№２６、３８、６２、７１）

（２）期日前投票終了時の事務

期日前投票所閉鎖時においては、投票箱の蓋を施錠し、一の鍵は、その他の鍵を入れた封筒とは別の封筒に入れて投票立会人とともに封印し、投票立会人の署名を徴した上で、多目的室裏の倉庫内にて保管している。

なお、期日前投票所閉鎖後の期日前投票箱は、多目的室内で保管されているが、多目的室及び多目的室裏の倉庫は施錠しており、その後の鍵の管理は、夜間警備員が行っている。（証拠№２６～２９、３９、４１、４３、４５、６２、７１）

（３）２日目以降における期日前投票開始時の事務

２日目以降における期日前投票開始時においては、期日前投票箱の蓋及び内蓋が施錠されているか、一の鍵及びその他の鍵の封印がなされているか、投票立会人が改めて確認を行い、投票箱確認書に投票立会人の署名を徴した後、蓋を開錠し、投票を開始している（証拠№２７～２９、４０、４２、４４、６２、７１）。

（４）投票用紙の管理について

本件選挙において、投票用紙は印刷業者から納品された後、点検を行い、盗難、紛失等がないよう十分に留意した上で、常時施錠できる部屋に保管している。

投票用紙の残紙については、投票用紙受払計算書において、残枚数の確認を行った上、保管している。

なお、投票用紙についてであるが、本件選挙において町委員会は投票用紙（点字用の投票用紙を除く。）を１７，０００枚作成しており、投票者数が８，５６６人であったことから、残枚数は８，４３４枚となるはずである。令和７年９月１６日に当委員会職員が川島町役場の保管状況等を実地調査したところ、投票用紙の残紙は

施錠のある倉庫に厳重に保管されており、その残枚数は８，４３４枚と、差し引きが一致していることを確認している（本件選挙において点字用の投票用紙は５０枚作成されたが、点字投票を行った者はおらず、点字用の投票用紙は、上記の残紙と一緒に未使用のまま保管されていた。）。（証拠№.７１、７３～７５、８４～１１０）

上記（１）～（４）のとおり、本件選挙において、期日前投票の投票箱、その鍵及び投票用紙の管理については選挙の規定等に則り適切に行われていたことから、審査申立人の主張には理由がない。

２　投票用紙の開披再点検（票の数え直し）について

審査申立人は、川島町役場の職員（以下「町職員」という。）は信用できないため、投票用紙の改ざんの可能性があるなどとして、併せて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を実施すべきであると主張する。

しかし、法に基づき行われる選挙における開票は、衆人監視の下で行われるものであり、開票に際しては、開票作業に不正がないかにつき各候補者の側からも、公的立場で開票立会人が加わって監視を行う仕組みとなっている。

また、開票立会人は、開票所に送致されてきた全ての投票箱の施錠につき、開票管理者が行うその異常の有無の検査に立ち会うとともに、開票管理者とともに投票箱の開箱、投票の混同及び投票の点検等に立ち会うことなどをその職務としている。

本件選挙においては、法第７９条第１項の規定により開票の事務を選挙会の事務と併せて行っていることから、審査申立人は、本件選挙における開票立会人を兼ねる選挙立会人となるべき者を本件選挙の選挙長に届け出ている（証拠№.６５）。

仮に、審査申立人が主張するように、役場内にある廊下から入れない部屋内に期日前投票に使用していない別の投票箱を用意し、毎日公表する期日前投票数と同数の「ふじま隆」票を書き、当該投票箱へ入れるというような不正が行われていたとすれば、「ふじま隆」票のうち相当な数の票に係る筆跡が、同一の筆跡となるはずである。

そして、開票作業において同一の筆跡による票が多数に上ることが認められる場合には、開票管理者、開票立会人、開票事務従事者のいずれかの者はその異変に気が付き、その旨を指摘するはずである。

しかし、本件選挙における開票作業中にそのような指摘は一切なく、開票作業は問題なく行われたことが、本件選挙における選挙録の記載からも認められ、審査申立人が届け出た選挙立会人も、当該選挙録の記載が真正であることを確認して、署名している（証拠№.６３）。

また、前述のとおり、投票用紙の残枚数についても、その差し引きが一致していることを当委員会職員が実地調査において確認しており、何ら不審な点は認められない（証拠№.８４～１１０）。

さらに、選挙管理委員会が審査申立人からの投票の再点検の申出を採用するかどうかは、その自由裁量に委ねられるものと解すべきである（昭和４８年２月２７日名古屋高等裁判所判決）のであって、町委員会が開披再点検（票の数え直し）を行わなかったことに何ら問題はない。

一方で審査申立人は、口頭意見陳述後に当委員会が職権で行った質問に対して、町職員が期日前投票の投票箱を開けて投票用紙を改ざんすることについては、それを見たり聞いたりしたことはなく、そのことを証言する者もおらず、「推測」である旨を回答している（証拠№１１１）。

その他審査申立人は縷々主張するものの、それらの主張についても「推測」の域を出ず、いずれの主張にも具体的な根拠又は客観的な証拠はない。

これらのことを踏まえると、審査申立人の主張は、開披再点検（票の数え直し）を実施しなかった町委員会への不満に基づく憶測と単なる主観に基づくものに過ぎないのであって、容認することはできない。

よって、本件選挙につき改めて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を行う必要性は到底認められない。

３　結論

以上のとおり、本件選挙について、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞もないことは明らかであり、また、改めて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を行う必要性も認められない。

したがって、審査申立人の主張はいずれも理由がないことから、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第４５条第２項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和７年９月２５日

埼玉県選挙管理委員会

委員長　　長　峰　宏　芳

委　員　　尾　前　健　三

委　員　　菅　　克　己

委　員　　西　山　淳　次

証拠物件提供者一覧

番号	提供者
1	川島町選挙管理委員会
2	県選挙管理委員会
3	審査申立人

証拠物件等一覧

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
1	令和7年7月10日	－	審査申立人	令和７年５月１８日投開票　川島町長選挙投票率	
2	令和7年7月10日	－	審査申立人	新聞記事	
3	令和7年7月10日	－	審査申立人	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る開票速報	
4	令和7年7月10日	－	審査申立人	川島町長選挙不正の証明	
5	令和7年7月10日	－	審査申立人	令和７年５月１８日執行の川島町議会議員補欠選挙に係る開票速報	
6	令和7年7月10日	－	審査申立人	川島町議会議員補欠選挙の不正の証明	
7	令和7年7月10日	－	審査申立人	川島町役場庁舎２階案内図	No.70と重複
8	令和7年7月14日	令和7年7月14日	川島町選挙管理委員会	川島町長選挙候補者証明	
9	令和7年7月24日	－	審査申立人	意見陳述書	
10	令和7年7月24日	－	審査申立人	さいど証町政報告	
11	令和7年7月24日	－	審査申立人	審査申立人の政治活動用ビラ	
12	令和7年7月24日	平成16年9月3日	審査申立人	圏央道インターチェンジの名称について（依頼）	
13	令和7年7月24日	平成18年8月10日	審査申立人	圏央道インターチェンジの名称について（依頼）	
14	令和7年7月24日	－	審査申立人	審査申立人による一般質問記録	
15	令和7年7月24日	平成24年4月19日	審査申立人	新聞記事	
16	令和7年7月24日	平成24年4月21日	審査申立人	新聞記事	
17	令和7年7月24日	－	審査申立人	審査申立人の政治活動用ビラ	
18	令和7年7月24日	－	審査申立人	平成２１年第６回川島町議会臨時会議事録	
19	令和7年7月24日	平成26年7月15日	審査申立人	署名縦覧を盾に議員らがビラで暗黙の圧力？ 町長リコール運動をめぐる川島町住民の狼狽	
20	令和7年7月24日	平成29年1月	審査申立人	さいど証町政報告	
21	令和7年7月24日	－	審査申立人	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に関する発言記録（令和７年３月１５日～５月２７日）	No.69と重複
22	令和7年7月31日	令和7年7月28日	川島町選挙管理委員会	弁明書	
23	令和7年7月31日	令和7年7月28日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る物件の提出について	
24	令和7年7月31日	令和7年5月13日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る選挙期日の告示	
25	令和7年7月31日	令和7年5月13日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る立候補届出の告示	
26	令和7年7月31日	令和7年5月14日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る期日前投票所投票録	
27	令和7年7月31日	令和7年5月15日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る期日前投票所投票録	
28	令和7年7月31日	令和7年5月16日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る期日前投票所投票録	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
29	令和7年7月31日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る期日前投票所投票録	
30	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第１投票区）	
31	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第２投票区）	
32	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第３投票区）	
33	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第４投票区）	
34	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第５投票区）	
35	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第６投票区）	
36	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第７投票区）	
37	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票録（第８投票区）	
38	令和7年7月31日	令和7年5月14日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（期日前投票所）	
39	令和7年7月31日	令和7年5月14日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（期日前投票所）	
40	令和7年7月31日	令和7年5月15日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（期日前投票所）	
41	令和7年7月31日	令和7年5月15日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（期日前投票所）	
42	令和7年7月31日	令和7年5月16日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（期日前投票所）	
43	令和7年7月31日	令和7年5月16日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（期日前投票所）	
44	令和7年7月31日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（期日前投票所）	
45	令和7年7月31日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（期日前投票所）	
46	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第１投票区投票所）	
47	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第１投票区投票所）	
48	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第２投票区投票所）	
49	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第２投票区投票所）	
50	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第３投票区投票所）	
51	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第３投票区投票所）	
52	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第４投票区投票所）	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
53	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第４投票区投票所）	
54	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第５投票区投票所）	
55	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第５投票区投票所）	
56	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第６投票区投票所）	
57	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第６投票区投票所）	
58	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第７投票区投票所）	
59	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第７投票区投票所）	
60	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票開始確認票（第８投票区投票所）	
61	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票終了確認票（第８投票区投票所）	
62	令和7年7月31日	令和7年7月28日	川島町選挙管理委員会	陳述書	
63	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る選挙録	
64	令和7年7月31日	令和7年5月13日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る選挙立会人となるべき者の届出書（町長）	
65	令和7年7月31日	令和7年5月15日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る選挙立会人となるべき者の届出書（審査申立人）	
66	令和7年7月31日	令和7年5月13日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る選挙立会人となるべき者の届出書（粕谷）	
67	令和7年7月31日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る当選人の告示	
68	令和7年7月31日	令和7年5月27日	川島町選挙管理委員会	異議申出書	
69	令和7年7月31日	－	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に関する発言記録（令和７年３月１５日～５月２７日）	No.22と重複
70	令和7年7月31日	－	川島町選挙管理委員会	川島町役場庁舎２階案内図	No.7と重複
71	令和7年7月31日	令和7年6月24日	川島町選挙管理委員会	決定書	
72	令和7年7月31日	令和7年7月24日	川島町選挙管理委員会	審査申立人の住民票	
73	令和7年7月31日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（期日前投票）	
74	令和7年7月31日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（不在者投票）	
75	令和7年7月31日	－	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙及び川島町議会議員補欠選挙に係る投票用紙当送付枚数一覧	
76	令和7年8月13日	令和7年8月13日	審査申立人	反論書	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
77	令和7年8月13日	令和3年10月25日	審査申立人	主要地方道日高川島線の整備について	
78	令和7年8月13日	－	審査申立人	川越都市計画道路 ３・５・２４号吹塚南園部中山線（県道日高川島線）について	
79	令和7年8月13日	令和6年8月26日	審査申立人	県道日高川島線に係る川越都市計画道路の変更について	
80	令和7年8月13日	－	審査申立人	県道日高川越線　今後のスケジュール（変更）	
81	令和7年8月13日	－	審査申立人	メール本文	
82	令和7年8月13日	令和5年12月24日	審査申立人	日高川島線（（都）吹塚南園部中山線）の都市計画変更に係る地権者説明（２回目）【概要報告】	
83	令和7年8月13日	令和7年7月8日	審査申立人	測量作業における土地立ち入りについて（依頼）	
84	令和7年9月18日	令和7年9月18日	県選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙における投票用紙の残紙等の確認結果	
85	令和7年9月16日	令和7年5月8日	川島町選挙管理委員会	納品書	
86	令和7年9月16日	令和7年4月15日	川島町選挙管理委員会	納品書	
87	令和7年9月16日	令和7年5月8日	川島町選挙管理委員会	納品書	
88	令和7年9月16日	令和7年5月17日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（本部）	
89	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第１投票区）	
90	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第２投票区）	
91	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第３投票区）	
92	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第４投票区）	
93	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第５投票区）	
94	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第６投票区）	
95	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第７投票区）	
96	令和7年9月16日	令和7年5月18日	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票用紙等受払計算書（第８投票区）	
97	令和7年9月16日	－	川島町選挙管理委員会	令和７年５月１８日執行の川島町長選挙に係る投票者数等データ	
98	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
99	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
100	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
101	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
102	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
103	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
104	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
105	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
106	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
107	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
108	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
109	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
110	令和7年9月16日	－	県選挙管理委員会	写真	
111	令和7年9月22日	－	県選挙管理委員会	口頭意見陳述聴取結果記録書	

告示

埼玉県選管告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年十月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長　長峰宏芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	社会医療法人社団　埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十四番地の三